

障がいがあり介護を必要とする人への手当制度

☎ 773・6667
☎ 773・6673

特別障がい者手当

20歳以上で、精神か体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の人

※特別養護老人ホームなどの施設に入所した時や病院などに3か月以上入院した時は資格がなくなります

障がい児福祉手当

20歳未満で、精神か体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする児童（本人、配偶者、扶養義務者の所得により支給に制限あり）

※施設に入所した時は資格がなくなります

共通事項

申請に必要なもの

- ・ 診断書（指定の様式、日付が申請月またはその前月のもの）
- ・ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ・ 本人名義の預金通帳

・ 障がい者手帳（交付を受けている人）

・ マイナンバーのわかるもの
・ 受給している年金（恩給含む）の種類と金額がわかるもの

※申請書類は窓口にて用意がります

特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過福祉手当の受給額（令和5年4月改定）

・ 特別障害者手当 27,980円

・ 障害児福祉手当 15,220円

・ 経過福祉手当 15,220円

軽自動車税（種別割）障がい者への減免制度

☎ 773・6668

一定の要件を満たす障がいのある人の軽自動車税を減免する制度があります。減免対象は、障がいの種別や等級、車両の使用状況などで異なります。

※申請が必要。詳しくは、お問い合わせください

交付された手帳別の要件 身体障害者手帳

障がいの種別や等級によって異なります

療育手帳

障がいの程度がAの人

精神障害者保健福祉手帳

障がい等級1級で、自立支援医療（精神）受給者証の交付を受ける人

※所得制限により、受給者証の交付がない場合は、医師の通院証明書でも可

申請期間 4月3日（月）～5月31日（水）

申請場所 税務課、大和・塩沢市民センター

介護保険料の算定・決定通知書の送付

☎ 773・6675

介護保険料の算定と納付

保険料は、世帯状況や市民税の課税の状況、令和4年の年金収入額、所得金額から算定します。納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類があります。

特別徴収（年金天引き）

令和4年度の保険料を年金

天引きで納めていた人や、4月から年金天引きが始まる人が対象です。特別徴収には仮徴収と本徴収があります。

仮徴収（4月・6月・8月分）

令和4年の所得金額などが確定する前に、令和3年の所得金額などをもとに仮算定した額で年金から天引きします。この措置は、納付回数を増やすことにより、1回当たりの納付額を低く抑えるために行います。

本徴収（10月・12月・令和6年2月分）

令和5年度保険料の決定額から、仮徴収の額を差し引いた額を、3回に分けて年金から天引きします。

普通徴収（納付書・口座振替）

65歳になつたばかりの人や転入したばかりの人、年金受給額が18万円未満の人など、年金天引きの要件に当てはまらない人が対象です。保険料は6月～令和6年3月の10回に分けて納付していただきます。4月・5月の納付はありません。

口座振替をご利用ください

普通徴収の納付は、簡単な便利な口座振替をおすすめします。

ています。口座振替では、うっかり納期限を過ぎてしまうことや、現金を持ち歩く必要がありません。

口座振替を希望する場合は、金融機関窓口にある口座振替依頼書を記入・押印し、金融機関に提出してください。提出日の翌月から振替を開始します。

介護保険料の通知書

令和5年度介護保険料決定通知書は6月にお送りします。

子育て・教育

ほのぼの広場開館時間の延長

☎ 772・7754

4月1日から、子育て支援センター（イオン六日町専門店館1階）ほのぼの広場の開館時間を延長しました。

開館時間

午前9時30分～午後4時（大和・塩沢ほのぼの広場は午後3時30分まで）

※ランチコーナー（午前11時～午後12時30分）を再開しました。ご利用ください